

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月25日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第30号

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する
条例

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例（平成元年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」の次に「及びすみだステップハウスおおぞら条例（平成21年墨田区条例第 号）第3条第2項」を加える。

第2条第1項中「生活介護施設」を「すみだ福祉保健センター条例第3条第1項第2号の規定により設置する生活介護施設」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 すみだステップハウスおおぞら条例第3条第1項第2号の規定により設置する生活介護施設の名称は、すみだステップハウスおおぞらひだまりとする。

第4条ただし書中「第15条」の次に「及びすみだステップハウスおおぞら条例第4条」を加える。

付 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第7条第1項の規定による契約の締結その他生活介護事業の利用に係る必要な手続、準備行為等（すみだステップハウスおおぞらひだまりに係るものに限る。）は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。